

平成24年度 米原市人事行政の運営等の状況

「米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況を公表します。

平成24年9月30日

米原市長 泉 峰 一

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 採用の状況（平成23年4月2日から平成24年4月1日まで）（単位：人）

職種区分	採用者数		
	男	女	計
一般行政職	8	4	12
保健師	0	1	1
心理判定員	0	0	0
保育士・教諭	0	3	3
技能労務職	0	0	0
一般行政職（県から）	1	0	1
医師（県から）	0	0	0
教育職（県から）	1	0	1
合 計	10	8	18

※ 「(県から)」は、滋賀県ならびに滋賀県教育委員会からの派遣職員です。

(2) 退職の状況（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）（単位：人）

区分／退職理由	定年	希望	死亡	懲戒免職	分限免職	普通	計
一般行政職等	5	1	0	0	1	12	19

※ 退職理由「普通」欄については、県への帰任職員4人を含む人数です。

(3) 職員の昇任の状況（平成24年4月1日）（単位：人）

区分	部長級	局長級	課長級	参事級	課長補佐級	主幹級
一般行政職等	3	9	6	2	9	5

※ 定期人事異動での主幹級以上の昇任者数です。

(4) 職員数の状況（任命権者別職員数：各年4月1日現在） （単位：人）

区分	平成22年	平成23年	平成24年
市長の事務部局	324	319	320
議会事務部局	4	4	4
教育委員会事務部局	79	74	69
監査委員事務部局	2	2	3
公平委員会	0	1	1
農業委員会事務局	3	3	4
企業職員	9	8	8
合計	421	411	409

※ 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(5) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在） （単位：人）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成23年	平成24年		
一般行政	議会	4	4	0	
	総務	106	106	0	
	税務	20	21	1	
	民生	87	90	3	
	衛生	29	29	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	18	22	4	
	商工	8	8	0	
	土木	34	31	△3	
	小計	307	312	5	
特別行政	教育	74	69	△5	
	小計	74	69	△5	
普通会計計		381	381	0	
公営企業	病院	3	2	△1	
	水道	8	8	0	
	下水道	6	5	△1	
	その他	13	13	0	
	小計	30	28	△2	
総合計		411	409	△2	

※ 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成23年度 普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成23年度末現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成22 年度の人件費率
40,371人	19,073,537千円	842,508千円	3,024,207千円	15.9%	15.4%

※ 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みますが、職員に係る子ども手当は含みません。

(2) 職員給与費の状況（平成23年度 普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
381人	1,321,258千円	202,398千円	466,358千円	1,990,014千円	5,223千円

※ 職員手当には、子ども手当、退職手当を含みません。

※ 給与費には、非常勤職員の報酬等は含みません。

※ 職員数は、平成23年4月1日現在の普通会計上での人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	平成22年	平成23年
一般行政職	97.7	97.9

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の平均給料月額および平均年齢（平成24年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
米原市	327,200円	42.4歳	250,700円	47.4歳
国	327,205円	42.3歳	283,862円	49.5歳

※ 職員の給料は、職種、学歴、経験年数などにより決定されます。国は、平成23年4月1日現在。

(5) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分	米原市	国
一般行政職	大学卒	172,200円
	高校卒	140,100円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成24年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	267,700円	304,200円
	高校卒	229,300円	275,300円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	
標準的な職務内容	主事	主事	主査・主任	主幹	課長補佐	課長・参事	部長・局長		
職員数	20人	15人	114人	19人	41人	31人	21人	261人	
構成比	7.7%	5.7%	43.7%	7.3%	15.7%	11.9%	8.0%	100.0%	
参考	1年前の構成比	6.2%	6.2%	45.0%	8.5%	13.2%	14.7%	6.2%	100.0%
	5年前の構成比	4.0%	14.1%	44.8%	1.4%	14.8%	16.6%	4.3%	100.0%

※ 職員の給料は、職務の程度に基づき、級ごとに区分されています。一般行政職の職員に適用される行政職給料表は1級から7級に分かれており、ここではその職員数と構成比を表記しています。なお、標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名を示しています。

(8) 職員手当の状況

普通会計における職員手当の支給状況は次のとおりです。

ア 期末・勤勉手当の支給割合（平成24年4月1日現在）（単位：月）

区分	米原市		国
	期末手当	勤勉手当	
6月期	1.225	0.675	1.90
12月期	1.375	0.675	2.05
計	2.60	1.35	3.95
職制上の段階、職務の等級による加算措置 5～15%			

イ 退職手当の支給率（平成24年4月1日現在）（単位：月）

区分	米原市		国
	自己都合	勸奨・定年	勸奨・定年
勤続20年	23.50	30.55	30.55
勤続25年	33.50	41.34	41.34
勤続35年	47.50	59.28	59.28
最高限度額	59.28	59.28	59.28
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%～20%)		

ウ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		86千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		2,688円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		8.3%	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	診療所勤務職員	感染症防疫作業	日額 500円
行旅病死人手当	行旅病死人取扱業務に従事する職員	行旅病傷人の救護業務	日額 1,000円
		行旅死亡人の死体の処理作業	日額 3,000円
放射線手当	診療所勤務職員	放射線作業に従事	日額 230円
除雪手当	除雪作業に従事する職員	除雪車による除雪作業	1時間当たり600円
野犬等捕獲手当	野犬等捕獲作業に従事する職員	野犬等の捕獲	日額 200円
下水道施設の維持管理業務手当	下水道施設の維持管理に従事する職員	下水道施設維持補修	日額 600円

※ 「支給職員1人当たり平均支給年額」については、普通会計の決算額を普通会計の支給実人員数で除して算出しています。

エ 時間外勤務手当

平成23年度	支給実績	93,694千円
	職員1人当たり平均支給年額	313千円
平成22年度	支給実績	103,955千円
	職員1人当たり平均支給年額	347千円

※ 「支給実績」については、水道事業特別会計を除く特別会計および普通会計の決算額の合計です。「職員1人当たり平均支給年額」については、管理職員および水道事業職員を除いた職員数で算出しています。

オ その他の手当（平成24年4月1日現在）

区分	内容および支給単価（月額）		支給実績 （平成23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）
扶養手当	配偶者	13,000円	41,574千円	228千円
	配偶者以外の扶養親族1人につき （配偶者のない職員の場合の1人目）	6,500円 （11,000円）		
	16歳から22歳までの子についての加算	5,000円		
住居手当	借家（限度額）	27,000円	8,788千円	258千円
通勤手当	交通機関等の利用（限度額）	55,000円	20,931千円	63千円
	自動車等の使用	2,000円～ 24,500円		
管理職手当	部長	66,300円	51,150千円	506千円
	局長	57,500円		
	課長	45,600円		
	参事	41,500円		
	課長補佐	31,700円		
宿日直手当	日直	（日）4,200円	1,541千円	9千円
	常直	（月）21,000円		

※ 「支給職員1人当たり平均支給年額」については、普通会計の決算額を普通会計の支給実人員数で除して算出しています。

(9) 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区分		給料・報酬月額	退職手当	期末手当
給料	市長	706,500円 (785,000円)	(1期の手当額) 16,202,400円	6月期 1.40 12月期 1.55 計 2.95
	副市長	636,500円 (670,000円)	8,361,600円	
報酬	議長	360,000円 (400,000円)		
	副議長	297,000円 (330,000円)		
	議員	270,000円 (300,000円)		

※ 給料および報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況（平成24年4月1日現在）

1週間の勤務 時間	1日の勤務時間			休憩		
	時間	開始時刻	終了時刻	時間	開始時刻	終了時刻
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	60分	12:00	13:00

(2) 休暇制度の概要（平成24年4月1日現在）

種類		付与日数	備考
年次有給休暇		1年につき20日	
育児休業		子が3歳になるまでの期間	
介護休暇		配偶者、父母、子等が負傷、疾病または老齢等で日常生活に支障があり、その者を介護するために勤務しないことが相当と認められる期間（2週間から6か月まで）	
病気休暇		傷病などで医師の診断書等により勤務が困難と認められる期間	最高90日
特別休暇	選挙権等の行使に係る休暇	必要と認められる期間	
	証人等による出頭休暇	必要と認められる期間	
	骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間	
	社会貢献活動休暇	年間5日以内	
	結婚休暇	連続する5日以内	
	産前休暇	出産日までの8週間以内	
	産後休暇	出産日の翌日から8週間以内	
	育児時間休暇	1日2回30分以内	生後1年以内
	妻の出産	2日以内	時間休可
	子の看護休暇	年間5日から10日以内	時間休可
	短期介護休暇	年間5日から10日以内	時間休可
	忌引休暇	1日～10日	親族関係に限る。
	夏季休暇	3日以内	7月～9月
	災害・事故休暇	必要と認められる期間	
	生理休暇	2日以内	
	妊婦の通勤緩和	1日を通して1時間を超えない範囲	
妊婦の健康診査	任命権者が必要と認める期間		
つわり休暇	7日以内		

(3) 一般職員の年次有給休暇の取得状況（平成23年）

平均取得日数	消化率
7.8日	19.8%

※ 平成23年1月1日から同年12月31日までの全期間を在職した一般職員の状況です。

(4) 育児休業等の取得状況（平成23年度）（単位：人）

区分	育児休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	部分休業取得者数
男性職員	0	0	0
女性職員	26	1	5
計	26	1	5

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成23年度）

分限処分とは、公務能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から、心身の故障などの事由により職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反して行う処分、免職、休職、降任があります。

（単位：人）

処分事由	免職	休職	降任	計
勤務成績が良くない場合 （法第28条第1項第1号）	0	0	0	0
心身の故障の場合 （法第28条第1項第2号、第2項第1号）	0	9	0	9
職に必要な適格性を欠く場合 （法第28条第1項第3号）	1	0	0	1
職制、定数の改廃または予算の減少により廃職、過員が生じた場合 （法第28条第1項第4号）	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 （法第28条第2項第2号）	0	0	0	0
条例で定める事由による場合 （法第27条第2項）	0	0	0	0
計	1	9	0	10

※ 法とは「地方公務員法」をいいます。

※ 同一職員が複数回にわたって同一事由により休職処分をされた場合は、年間を通して1回として計上しています。

(2) 懲戒処分者数（平成23年度）

懲戒処分とは、公務における規律および秩序を維持するため、職員に法令違反や職務上の義務違反その他公務員としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問う制裁としての処分で、免職、停職、減給、戒告があります。

(単位:人)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	0	1	0	0	1
職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	0	0	1	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 (法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
計	0	1	1	0	2

※ 法とは「地方公務員法」をいいます。

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」という根本基準が規定されています。また、同法において、法令等および上司の職務上の命令に従う義務など、次の守るべき義務も規定されており、職員は、サービスの根本基準を念頭におきながら、サービス上の義務を遵守して、職務を遂行しています。

- (1) 命令に従う義務
- (2) 信用失墜行為の禁止
- (3) 秘密を守る義務
- (4) 職務に専念する義務
- (5) 政治的行為の制限
- (6) 争議行為等の禁止
- (7) 営利企業等従事制限

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況（平成23年度）

種別	研修名	人数
職場研修	人権研修	367人
	複式簿記研修	21人
	人事考課制度研修	279人
	ボトムアップ研修	28人
	債権管理研修	31人
	新規採用者研修	9人
	内定者研修1	16人
	内定者研修2	16人
	新規所属長職員研修	6人
	説明説得技術向上研修	44人
	1部1課研修	384人
	公務員倫理研修	32人
	意識改革研修	40人
	フィードバック面談研修	46人
	不当要求対策研修	44人
	交通安全研修	52人
	災害（放射線）研修	61人
	協働研修	23人
	接遇研修	28人
	職場内復命研修	227人
地域活動参画研修	218人	
	小 計	1,972人
職場外研修	滋賀県市町村職員研修センターへの派遣研修	108人
	滋賀県建設技術センターへの派遣研修	21人
	全国市町村国際文化研修所への派遣研修	7人
	自治大学校への派遣研修	1人
	その他	29人
		小 計

通信 教育	地方自治体のための創造型管理者実務コース（主幹対象）	15人
	新・地方行政実務コース（内定者対象）	16人
	情報セキュリティ研修（e-ラーニング）	10人
	小 計	41人
合 計		2,179人

※1部1課研修とは、職場ごとに自らテーマを設定して学び合う研修です。

※ボトムアップ研修とは、採用後3年以内の職員を対象とした研修です。

- 1 職場研修においては、職員としての基本姿勢を徹底するため、人権の尊重、公務員倫理および接遇の研修を実施しました。また、意識改革研修、協働研修および地域活動参画研修等の実施により、分権時代に相応しい職員の育成に取り組みました。
- 2 職場外研修においては、階層別研修や実務的専門研修を中心に、滋賀県市町村職員研修センターをはじめとする各種研修機関への派遣を積極的に行いました。

（2）勤務成績の評定の状況

職員の職務に対する業績および能力等を評定し、昇任、昇格および人事配置等に活用しています。また、人材育成を目的とした透明性および納得性の高い新しい評価制度の試行を行っています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

（1）職員の健康管理に関する状況（平成23年度）（単位：人）

区分	受診対象者	受診者数
定期健康診断	全職員	371
大腸検診	35歳以上の職員	157
胃検診	35歳以上の職員	164
子宮頸がん検診	20歳以上の女性職員	33
乳がん検診	40歳以上の女性職員	22

（2）公務災害の状況（平成23年度）（単位：件）

公務災害	0
通勤災害	0

※当年度に認定した件数

(3) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 42 条および米原市職員の厚生制度に関する条例（平成 17 年条例第 30 号）に基づき、米原市職員互助会を組織しているほか財団法人滋賀県市町村職員互助会に事業を行わせています。

米原市職員互助会は会員の負担する会費で、また、財団法人滋賀県市町村職員互助会は、会員が負担する会費と公費から支出する負担金で運営されています。

- ア 会員数 419 人（平成 24 年 4 月 1 日現在）
- イ 会費 米原市職員互助会 給料総額×2/1000
財団法人滋賀県市町村職員互助会 給料総額×4/1000
- ウ 市負担金 米原市職員互助会 なし
財団法人滋賀県市町村職員互助会 給料総額×4/1000
(平成 24 年度当初予算 6,435 千円)
- エ 主な事業（平成 24 年度）
- (ア) 公益事業（講演会等の開催に伴う費用に対する助成）
 - (イ) 給付事業（傷病見舞金、家族傷病見舞金、結婚祝金、出産祝金、入学祝金、永年在会祝金、せん別金、会員特別給付金、弔慰金、家族弔慰金、非常災害見舞金、長期療養会員見舞金）
 - (ウ) 厚生事業（家庭用常備薬等の配付、銀婚慶祝記念品贈呈、ドック補助金、スポーツ・文化事業、リフレッシュ事業、子育て支援事業、研修会等参加費用補助金、契約施設等）
 - (エ) 保険事業（団体終身保険、団体地方公務員賠償責任保険）

8 公平委員会の業務の状況

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし